

職員の処分について

(公表用資料)

1 被処分者	所 属	中学校（中信地区）
	職 位	教諭
	年齢及び性別	41 歳 男性
2 処分内容	免職	
3 処分時期	令和6年3月26日（火）	
4 処分事由	<p>被処分者は、盗撮動画を販売して副収入を得ようとするに至り、令和5年5月、中信地方の施設内において、更衣中の18歳未満の者を撮影した。</p> <p>被処分者は、令和5年12月1日（金）に長野県迷惑行為等防止条例違反で長野地方裁判所松本支部に起訴された。</p> <p>このような行為は、児童生徒を指導し模範的立場にあるべき教育公務員としてあってはならない行為であり、また、児童生徒及び保護者をはじめ、県民の学校教育に対する信頼を著しく失墜させるとともに、非違行為根絶に取り組む教育現場に極めて大きな影響を及ぼすものであり、その社会的責任は極めて重大である。</p> <p>【懲戒処分等の指針における該当標準例】</p> <p>1 児童生徒等に対する性暴力等関係 児童生徒性暴力等 (5)</p>	
5 備 考	当該の教育委員会において処分前公表（令和5年11月10日（金））	
		令和6年3月26日 担 当：義務教育課管理係 小池、長野 電 話：026-235-7426（直通） ファクシミリ：026-235-7494 電子メール：gimukyo@pref.nagano.lg.jp

職員の処分について

(公表用資料)

1 被処分者	所 属	中学校 (北信地区)
	職 位	教諭
	年齢及び性別	50代 男性
2 処分内容	免職	
3 処分時期	令和6年3月26日	
4 処分事由	<p>被処分者は、令和4年10月から令和5年7月までの間に、自校の生徒1名に対し、一方的に好意を寄せ、気を引こうと、教員としての立場を利用して性的羞恥心を害する言動を執拗に繰り返したことにより、当該生徒に強度の心的ストレスを与えた。</p> <p>このような行為は、児童生徒を指導し模範的立場にあるべき教育公務員としてあってはならない行為であり、また、生徒及び保護者をはじめ、長野県民の学校教育に対する信頼を著しく失墜させるとともに、非違行為根絶に取り組む教育現場に極めて大きな影響を及ぼすものであり、その社会的責任は極めて重大である。</p> <p>【懲戒処分等の指針における該当標準例】</p> <p>1 児童生徒等に対する性暴力等関係 児童生徒性暴力等 (6)</p>	
5 備 考		

令和6年3月26日
担 当 : 義務教育課管理係 小池、長野
電 話 : 026-235-7426 (直通)
ファクシミリ : 026-235-7494
電子メール : gimukyo@pref.nagano.lg.jp

職員の処分について

(公表用資料)

1 被処分者	所 属	小学校 (東信地区)
	職 位	教諭
	年齢及び性別	55 歳 男性
2 処分内容	免職	
3 処分時期	令和6年3月26日	
4 処分事由	<p>被処分者は、令和5年12月17日(日)午前6時頃から午後4時頃の間、自家用車を運転して上田市内のコンビニエンスストア4店舗をめぐり、酒を購入し、その都度店舗等の駐車場に止めた車内で飲酒した。午後3時50分頃、コンビニエンスストアの駐車場で、自車の前部左側を駐車中の普通乗用自動車の前部左側に接触させる物損事故を起こした。その後、警察官による呼気検査を受け、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。</p> <p>被処分者は、令和6年2月29日(木)に、長野地方検察庁上田支部から長野地方裁判所上田支部に道路交通法違反(酒気帯び運転)の罪で起訴された。</p> <p>このことは、児童生徒を指導し模範的立場にある教師としてあるまじき行為であって、教育公務員に対する信用を失墜させるものである。</p> <p>【懲戒処分等の指針における該当標準例】 交通事故・交通法規違反関係 (1) 飲酒運転事故等 ウ 酒気帯び運転をした職員</p>	
5 備 考	当該教育委員会において処分前公表(令和6年3月6日(水))	
		令和6年3月26日 担 当 : 義務教育課管理係 小池、長野 電 話 : 026-235-7426 (直通) ファクシミリ : 026-235-7494 電子メール : gimukyo@pref.nagano.lg.jp

職員の処分について

(公表用資料)

1 被処分者	所 属	小学校 (北信地区)
	職 位	教諭
	年齢及び性別	60 歳 女性
2 処分内容	戒告	
3 処分時期	令和6年3月26日	
4 処分事由	<p>被処分者は、令和5年11月7日(火)午前7時50分頃、通勤のため自家用車を運転していて、公道から校地内に入ろうと、手前から左折のウィンカーを出し、安全を確認しながら時速約10km/hの速度で左折したところ、歩道を自転車で同方向に走行していた被害者と衝突し、被害者に全治約90日間の傷害を負わせた。</p> <p>このことは、児童を指導し模範的立場にある教師としてあるまじき行為であって、教育公務員に対する信用を失墜させるものである。</p> <p>【懲戒処分等の指針における該当標準例】 6 交通事故・交通法規違反関係 (2) エ 人の身体を傷害した場合 (イ)</p>	
5 備 考		
	令和6年3月26日 担 当 : 義務教育課管理係 小池、長野 電 話 : 026-235-7426 (直通) ファクシミリ : 026-235-7494 電子メール : gimukyo@pref.nagano.lg.jp	

(公表用資料)

職員の処分について

1 被処分者	所 属	高等学校（中信地区）
	職 位	講師
	年齢及び性別	20代 男性
2 処分内容	免職	
3 処分時期	令和6年3月26日	
4 処分事由	<p>被処分者は、令和5年12月から令和6年2月にかけて複数回、校内外において、自校の生徒1名に対し、児童生徒性暴力等を行った。</p> <p>このような行為は、生徒を指導し、模範的立場にあるべき教育公務員としてあってはならない行為であって、教育公務員に対する信用を著しく失墜させるものである。また、全県あげて教職員による非違行為の根絶に向けて取り組んでいる中で、当該校のみならず教育現場に及ぼす影響は極めて大きなものがあり、教育への信頼を失墜させた社会的責任は極めて大きい。</p> <p>【懲戒処分等の指針における該当標準例】 「第3 1 児童生徒性暴力等 の定義にある行為のいずれか」</p>	
5 備 考		

令和6年3月26日
高校教育課 志津 金井
電 話：026-232-0111（代表） 内線 4364
 : 026-235-7430（直通）
F A X：026-235-7488
E-mail：koko@pref.nagano.lg.jp